

総 税 都 第 7 号  
令 和 8 年 2 月 2 0 日

各道府県税務主管部長 } 殿  
東京都主税局長 }  
(都道府県税担当課扱い)

総務省自治税務局都道府県税課長  
( 公 印 省 略 )

### 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う課税の取扱いについて

軽油引取税の当分の間税率については、本日閣議決定された地方税法等の一部を改正する法律案において、令和8年4月1日に廃止することとされているところです。この改正案に関し、軽油引取税の特別徴収義務者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第144条の14第1項に規定する元売業者（法第144条第1項第2号）又は特約業者（法第144条第1項第3号）その他徴収の便宜を有する者をいう。以下同じ。）が特別徴収義務者以外の販売業者（法第144条の34第1項の規定により事業の開始を届け出ている石油製品販売業者（法第144条の2第4項）をいう。以下同じ。）との間で軽油の委託販売を行う場合の課税関係等について、下記のとおり考え方を整理しましたので、この改正案が成立した場合においては、これを踏まえて、各都道府県におかれては適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、この整理について、関係業界や軽油引取税の特別徴収義務者、販売業者に周知徹底するよう、併せてお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

#### 1 税率の適用関係

当分の間税率の廃止後は、軽油引取税の税率が1キロリットル当たり15,000円の本則税率となり、令和8年4月1日以前に行われた行為に対して課する軽油引取税については、1キロリットル当たり32,100円の当分の間税率が適用される。

したがって、令和8年4月1日以後に行われた法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費又は法第144条の3第1項各号の軽油の消費、

譲渡若しくは輸入等に対して課する軽油引取税については、本則税率が適用されることとなる。

## 2 軽油の委託販売の課税の取扱い

軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者に軽油の販売を委託している場合については、当該委託を受けた販売業者が軽油を引き渡した時点で、特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われることになる。したがって、この場合、税率は当該引渡しの時の税率が適用される。

## 3 委託販売軽油の取扱い

販売業者が販売する軽油が特別徴収義務者の委託販売軽油に該当するか否かは、販売業者と特別徴収義務者との間で委託販売契約が結ばれていることを前提として、次の(1)及び(2)により、一定期間継続して、特別徴収義務者が委託先の販売業者の軽油の仕入れ、販売、在庫数量について実質的に把握しているか否かにより判断することとなる。

### (1) 販売業者における手続（以下令和8年3月分の仕入れに係るものを例示する（(2)において同じ。））

都道府県においては、委託販売契約が締結されている間、継続して販売業者が以下の①から④までの手続をすべて適切に行っているか確認するものとする。

- ① 委託販売契約を締結している場合の令和8年3月中の引取りについて、特別徴収義務者ごとに分けて仕入れ、販売、在庫数量を把握している（帳簿等への記載、証拠書類等の保管）。
- ② 委託販売契約を締結している場合の引取りにより仕入れた軽油について、令和8年3月中の販売量と同月末日の軽油の在庫数量を「在庫管理台帳の写し」等の在庫数量を証する書類を添付の上、特別徴収義務者へ速やかに報告している。
- ③ ②の在庫軽油の令和8年4月1日以降の販売量を各月ごとに翌月10日までに（令和8年4月末日前に完売した場合は、完売後速やかに）特別徴収義務者へ報告している。
- ④ 在庫軽油の払い出しは、「先入先出法」によるものとし、令和8年5月以降も在庫となる場合又は令和8年4月中に完売した場合は、それを証する②の書類を添付の上、特別徴収義務者へ報告している。

### (2) 特別徴収義務者における手続

都道府県においては、委託販売契約が締結されている間、継続して特別徴収義務者が以下の①及び②の手続をすべて適切に行っているか確認するものとする。

- ① 特別徴収義務者は委託先の販売業者が販売する軽油について特別徴収義務を負うものであり、上記(1)により委託先の販売業者の軽油の販売量等を適確に把握（販売業者の在庫軽油の払い出しは、「先入先出法」によるものとする。）するとともに、販売業者から提出された書類を管理、保存している。
- ② 特別徴収義務者が都道府県へ申告納入をする際、軽油引取税納入申告書（第16号の10様式）に「委託販売数量明細書」、販売業者から提出された「在庫管理台帳の写し」等の在

庫数量を証する書類の写し及び「委託販売契約書の写し」が添付されている。

なお、販売業者が販売する軽油が特別徴収義務者の委託販売軽油に該当する場合であっても、令和8年3月末日の在庫軽油が完売した場合には、当該在庫軽油が完売した日の属する月の翌月分以降については、従来と同様の軽油引取税の申告納入を受け付けて差し支えない。当該申告納入を受け付ける場合においては、(1)及び(2)の手続の確認は要しない。

#### 4 再委託販売等の取扱い

(1) 次の①又は②についても、3の「販売業者と特別徴収義務者との間で委託販売契約が結ばれている」に該当するものとして、3の委託販売軽油と同様の取扱いを認めて差し支えない。

① 特約業者が他の特約業者に軽油の販売を委託している場合において、特別徴収義務を負う特約業者と委託を受けた特約業者との間で委託販売契約が結ばれているとき。

② 販売業者又は特約業者と特別徴収義務者との間に直接委託販売契約が締結されていない場合において、販売業者又は特約業者が特約業者又は元売業者から現実の納入を受ける軽油について、それぞれの軽油に係る特別徴収義務者から当該販売業者又は当該特約業者へ至る軽油の取引のすべてについて委託販売契約が締結されており、かつ、これらの委託販売契約が無ければ当該販売業者又は当該特約業者の軽油の引取りが法第144条の2第2項の規定により特別徴収義務者から軽油の引取りを行ったものとみなされる時。

(2) (1)②について、3の委託販売軽油と同様の取扱いを認める場合には、都道府県は、3(2)のほか、軽油の商流（軽油の商取引上の流れ）及び物流（現実の軽油の流れ）を示すフロー図、商流に係るすべての委託販売契約書の写しその他軽油の委託販売関係を証する書類が添付されていることを確認するものとする。

#### 5 委託販売における免税軽油の取扱い

法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者が免税証を販売業者に提出して同項に規定する免税軽油の引取りを求めた場合において、当該免税証の交付を行った都道府県に係る法第144条の15第3項に規定する登録特別徴収義務者が、当該販売業者に軽油の販売を委託しているときは、当該販売業者が免税軽油使用者に軽油を引き渡した時点で、当該登録特別徴収義務者から免税軽油の引取りが行われることになる。

#### 6 委託販売における不正への対応

(1) 都道府県による調査

都道府県においては、課税事務の適正な執行のため、特別徴収義務者及び販売業者が備える仕入れ、販売、在庫数量等に係る帳簿などの調査を適宜実施するものとする。

(2) 罰則の適用関係

① 委託販売による軽油の管理は、当該軽油に係る軽油引取税を徴収して納入すべき特別徴収義務者が行わなければならないものであるため、当該特別徴収義務者が自ら虚偽申告により納入すべき軽油引取税を納入しなかった場合はもとより、販売業者が在庫数量を虚偽報告したこと等により、当該特別徴収義務者が徴収して納入すべき軽油引取税を納入しな

かった場合にも、法第144条の41第1項により当該特別徴収義務者は10年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金等に処されることになる。なお、この場合、当該特別徴収義務者は特約業者等の指定を取り消されることになる。

- ② 特別徴収義務者及び販売業者については、法第144条の36により帳簿記載義務が課されており、帳簿に虚偽の記載をした場合等は、法第144条の37により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処され、また、都道府県の調査に対して拒否をすれば、法第144条の12により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることになる。